様式Ｃ（第７条関係）

識別番号

　番　　　　　　号

令和６年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）

環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業

交付決定通知書

補助事業者；　　　殿

　　　年　　月　　日付け　　　　第 号で交付申請のあった令和６年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）については、令和６年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程（令和６年４月１日技管協補発第　　　　　　　　号。以下「交付規程」という。）第７条第１項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

　　　　令和　　年　　月　　日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会

　　　　　　　　　会　長　　柳　　井　　　薫

記

１　補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、　　年　　月　　日付け　　第 号交付申請書のとおりである。

２ 補助基本額及び補助金の額は別紙のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

３　事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、　　年　　月　　日付け

第 号交付申請書記載のとおりである。

４　事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。

５　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付要綱（改正令和６年３月　日環循適発第　　　　　　　号）、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業実施要領（改正令和６年３月 日環循適発第　　　　　　　号）及び交付規程に従わなければならない。

６　この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

７　補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第４条第２項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

８　本件件担当者の氏名、連絡先等

　担当者の所属部署・職名・氏名

　連絡先（電話番号・Eメールアドレス）